第８　地区別の町土利用の基本方向

三春地区

１　土地利用の基本方針

当まちづくり協会における景観特性や「城下町としての三春らしさ」を伝えていくことを踏まえ、寺社や歴史的建造物の保全と活用を通じた、「城下町の佇まいを活かしたまちづくり」と風致地区の緑や桜川等身近な自然環境の保全と活用を通じた「住んで良かったと思うことができるまちづくり」を進めるため、次のゾーン区分により、計画的な土地利用（景観形成）を推進していくこととする。

ア　美しい街並み形成ゾーン

八幡町地区から北町地区の国道 288 号沿い及び荒町地区から大町地区の県道本宮三春線、大町地区から新町地区の県道飯野三春石川線沿いについては、「三春らしい歴史の面影を感じさせることができる街並み」を目指し、秩序ある景観を形成するための土地利用に努めるものとする。

八幡町地区から北町地区の国道288号沿い	起点：八幡町38−1
	終点：亀井88−1
荒町地区から大町地区の県道本宮三春線沿い	起点：八島台1丁目1−11
	終点：大町79−3
大町地区から新町地区の県道飯野三春石川線沿い	起点：大町19−2
	終点：桜ヶ丘1丁目1−1

※ゾーンの範囲は上表の道路の起点終点の両側 1 短冊形敷地分とする。ただし、桜川沿いについては、桜川の右岸までの範囲とする。

※大町地区については、磐州通り街づくり協定地区の範囲を含むものとする。

イ　緑の空間形成ゾーン

自然的環境、景観の骨格をなす丘陵や緑地及び公園については、良好な住環境の確保、「住んで良かったと思うことができる街並み」を形成するために、重要な基盤であることから、「風致地区」及び「都市公園地区」はその保全に努め、「住んで良かったと思うことができる街並み」を感じさせることができる秩序ある景観を形成するための土地利用に努める。

ウ　居住空間形成ゾーン

上記以外の地区については、「美しい街並み形成ゾーン」や「緑の空間形成ゾーン」における建築物等との調和がとれた秩序ある景観を形成するための土地利用に努める。

エ　災害復興公営住宅エリア

東日本大震災被災者のための復興住宅建設エリアについては、復興住宅としての用を完了した時点で新宅地形成エリアとすることを基本とするが、個別法との調整を実施したうえで、関係者との協議により改めて土地利用計画を決定する。

オ　除染廃棄物仮置場エリア

東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射能汚染土の仮置場エリアは、保管してある除染廃棄物等が中間貯蔵施設等へ搬出された後、原形復旧を原則としているが、敷地の造成等が実施されていることから、土地の返還後の土地利用については、土地所有者及び地元関係者との協議により決定する。

２　計画的な土地利用への誘導

農用地、森林の宅地への土地利用の転換については、自然の再生や復元が容易にできないこと等土地の不可逆性を考慮し、土地利用に当たっては、低未利用地に誘導又は高度化利用の促進を基本的な方向とし、計画的な土地利用を推進していくこととする。

三春まちづくり協会

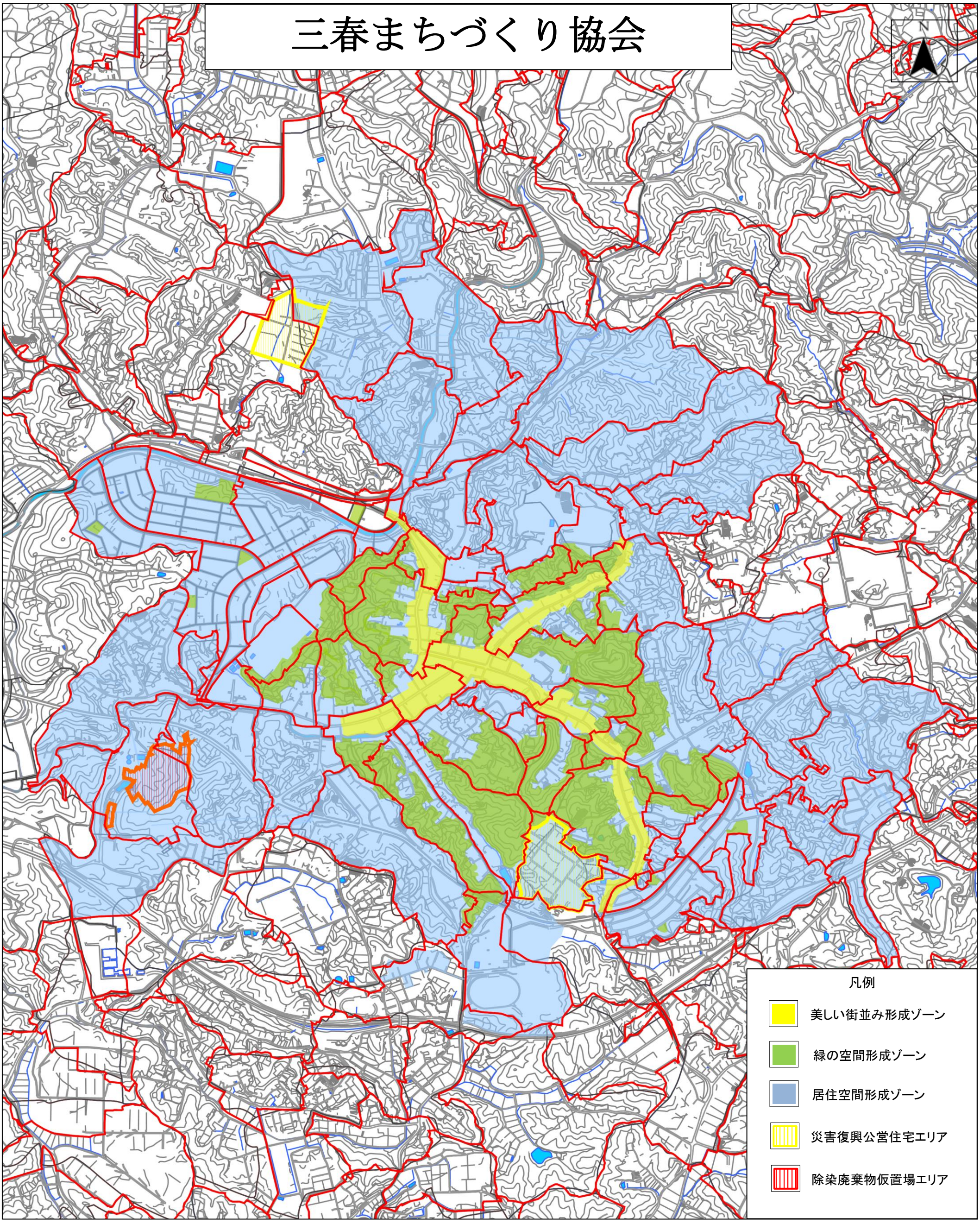

縮尺 1：14000